

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第42号

(所 管) 教育センター 能力開発課

| | |
|---------------|---|
| 件 名 | 全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて |
| 提 案 理 由 | <ul style="list-style-type: none">平成20年度に議決した全国学力・学習状況調査の結果の取り扱い指針について、指針策定から13年が経過し調査内容及び取り組み内容に変更点が生じた。学力向上に向けた調査結果の活用には、立場に応じた目的や活用の方法があり、整理する必要がある。 |
| 議案(報告)の概要又は要旨 | <ul style="list-style-type: none">令和4年度以降の学力向上に向けた各種調査の分析及び資料作成等の対応について、平成20年度に作成した全国学力・学習状況調査結果の取扱い指針(資料1)を議案42号の内容に変更して、その取扱いについて定めるものとする。指針を議決し事務局はその指針に沿って対応する。議決後は旧指針を廃止する。資料として「新旧対応表(資料2)」を作成。 |
| 備 考 | |
| 議決後必要となる取組 | <p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会(定例会・臨時会)に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input checked="" type="checkbox"/> その他(学校へ通知する) |

議案第42号

全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

このことについて、次のとおり、全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて定めるものとする。

令和3年12月16日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する指針

令和3年12月16日制定

全国学力・学習状況調査結果の堺市における取扱いは、次のとおりとする。

1. 趣旨

堺市教育委員会は、総合的な学力向上の取組を積極的に進めており、各学校においては子どもの実態や地域保護者の願い、国の動向をもとにした学校教育目標の実現に向け、子どもの実態把握や系統的な指導など子どもの学びの充実に努め、児童生徒の学習・生活習慣の確立などを含む総合的な学力の育成に努めている。

児童生徒の総合的な学力向上には、市教委が実施する教育施策の評価改善はもとより、学校は教育活動の目標や内容について保護者をはじめ、広く市民の方々に理解していただき、学校、家庭、地域が協働で教育改善への取組を推進していくことが必要である。とりわけ、児童生徒一人ひとりの学習状況等について、きめ細かな指導に生かすことが重要であることから、標記調査結果については、次のとおり取り扱うこととする。

2. 調査結果の取扱い

- (1) 堺市教育委員会は、調査結果をもとに総合的な学力向上に向けた市の施策を検証し取組の改善につなげる。公表にあたっては、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえるとともに、保護者や市民に調査の趣旨や児童生徒一人ひとりの指導に生かす活用方法、行政取組をわかりやすく周知する。
- (2) 学校管理職は、調査結果を学校教育目標等と照らし合わせ、自校の取組を検証し、取組の改善に活用する。
- (3) 担任等は、子ども一人ひとりの学力学習状況を客観的に把握することで、これまでのその子の捉えをもとにした担任自身の指導の在り方を見直し改善することで、その子の学びの充実に努める。またその子の学習の成果と課題について保護者と共有し、その子の資質・能力に応じた対応について共有するとともに、今後のその子の関わり方に生かす。

全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する指針

平成20年9月18日制定

全国学力・学習状況調査結果の堺市における取扱いは、次のとおりとする。

1. 趣旨

堺市教育委員会は、学力向上の取組を積極的に進めており、各学校においては「学力向上プラン」を作成するとともに、授業改善、児童生徒の学習・生活習慣の確立などに努めている。

児童生徒の学力向上には、学校のみならず、保護者をはじめ、広く市民の方々に本市の教育の現状を理解していただき、学校、家庭、地域が協働で教育改善への取組を推進していくことが必要であることから、標記調査結果については、次のとおり取り扱うこととする。

2. 調査結果の取扱い

- (1) 堺市教育委員会は、平均正答率を含む本市立小、中学校全体の調査結果を公表する。
- (2) 公表にあたっては、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮して適切に扱う。
- (3) 堺市教育委員会は、学校別の調査結果について公表しない。また、序列化や過度の競争につながる恐れのある平均正答率等の数値について、学校が独自に公表することのないよう指導する。
- (4) 公開する資料は次の通りとする。
 - ① 調査結果概況[小学校国語A・B、算数A・B、中学校国語A・B、数学A・B]
 - ② 設問別調査結果[小学校国語A・B、算数A・B、中学校国語A・B、数学A・B]
 - ③ 設問別(解答類型)調査結果[小学校国語A・B、算数A・B、中学校国語A・B、数学A・B]
 - ④ 回答結果集計[児童質問紙、生徒質問紙]
 - ⑤ 回答結果集計[学校質問紙]
 - ⑥ クロス集計表[児童質問紙、生徒質問紙—教科]

新旧対応表

| <p><u>全国学力・学習状況調査結果の取扱いに関する指針</u> 平成20年9月18日制定</p> | <p><u>実施主体が堺市以外の学力・学習状況にかかる調査結果の取扱いに関する指針</u> 令和3年12月16日制定</p> |
|---|---|
| <p>1. 趣旨 堺市教育委員会は、学力向上の取組を積極的に進めており、各学校においては「<u>学力向上プラン</u>」を作成するとともに、<u>授業改善、児童生徒の学習・生活習慣の確立などに努めている</u>。</p> | <p>1. 趣旨 堺市教育委員会は、<u>総合的な学力向上の取組を積極的に進めており、各学校においては子どもの実態や地域保護者の願い、国の動向をもとにした学校教育目標の実現に向け、子どもの実態把握や系統的な指導など子どもの学びの充実に努め、児童生徒の学習・生活習慣の確立などを含む総合的な学力の育成に努めている</u>。</p> |
| <p>児童生徒の学力向上には、<u>学校のみならず、保護者をはじめ、広く市民の方々に本市の教育の現状を理解していただき、学校、家庭、地域が協働で教育改善への取組を推進していくことが必要であることから、標記調査結果については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> | <p>児童生徒の<u>総合的な学力向上には、市教委が実施する教育施策の評価改善はもとより、学校は教育活動の目標や内容について保護者をはじめ、広く市民の方々に理解していただき、学校、家庭、地域が協働で教育改善への取組を推進していくことが必要である。とりわけ、児童生徒一人ひとりの学習状況等について、きめ細かな指導に生かすことが重要であることから、標記調査結果については、次のとおり取り扱うこととする。</u></p> |
| <p>2. 調査結果の取扱い (1) 堺市教育委員会は、平均正答率を含む本市立小、中学校全体の調査結果を公表する。</p> | <p>2. 調査結果の取扱い <u>項目の削除</u> <u>※公表する調査結果にかんする項目は、国立政策研究所のホームページで政令市の調査結果が公表されていることから削除。</u></p> |
| <p>(2) 公表にあたっては、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえるとともに、<u>序列</u></p> | <p>(1) 堺市教育委員会は、<u>調査結果をもとに総合的な学力向上に向けた市の施策を検証し取組の改善につなげる。</u>公表にあたっては、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること</p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>化や過度な競争につながらないよう十分配慮して適切に扱う。</u></p> | <p><u>や学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえるとともに、保護者や市民に調査の趣旨や児童生徒一人ひとりの指導に生かす活用方法、行政取組をわかりやすく周知する。</u></p> |
| <p><u>(4) 公開する資料は次の通りとする。</u></p> <p>①<u>調査結果概況[小学校国語A・B、算数A・B、中学校国語A・B、数学A・B]</u></p> <p>②<u>設問別調査結果[小学校国語A・B、算数A・B、中学校国語A・B、数学A・B]</u></p> <p>③<u>設問別(解答類型)調査結果[小学校国語A・B、算数A・B、中学校国語A・B、数学A・B]</u></p> <p>④<u>回答結果集計[児童質問紙、生徒質問紙]</u></p> <p>⑤<u>回答結果集計[学校質問紙]</u></p> <p>⑥<u>クロス集計表[児童質問紙、生徒質問紙—教科]</u></p> | <p><u>項目の削除</u></p> <p><u>※公表する調査結果にかんする項目は、国立政策研究所のホームページで政令市の調査結果が公表されていることから削除。</u></p> |
| <p>—</p> | <p><u>(2) 学校管理職は、調査結果を学校教育目標等と照らし合わせ、自校の取組を検証し、取組の改善に活用する。</u></p> |
| <p>—</p> | <p><u>(3) 担任等は、子ども一人ひとりの学力学習状況を客観的に把握することで、これまでのその子の捉えをもとにした担任自身の指導の在り方を見直し改善することで、その子の学びの充実を図る。またその子の学習の成果と課題について保護者と共有し、その子の資質・能力に応じた対応について共有するとともに、今後のその子の関わり方に生かす。</u></p> |